

# 国保の届け出14日以内に

## 就職・退職や転居など



窓口で職員が丁寧に説明します

国保の主な手続き方法			
	届け出が必要な場合	手続きに必要な物	
加入するとき	他の市町村から転入した	印鑑、転出証明書	追加加入の時は交付済みの保険証
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなった	印鑑	
脱退するとき	他の市町村に転出する	印鑑、保険証	職場の健康保険に入った、またはその扶養家族になったときは扶養認定日記入の物
	死亡した	印鑑、保険証	
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証	
その他	退職者医療制度に該当した	印鑑、保険証、老齢（退職）年金証書（被保険者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していることが確認できる書類）	社会保険離脱証明書の用紙は市役所市民課、国保年金課、各支所・出張所にあります。
	老人保健法に該当した	健康保険証、退職保険証	
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証	
	出稼ぎ、通院などで別の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書	
	修学のため他の市町村に転出し別の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書	
保険証を紛失、破損した	運転免許証などの身分証明書、破損した保険証		

国民健康保険は、相互扶助の精神から加入者の病気やケガなどに保険給付を行う制度。四月にかけては、就職や退職、引っ越しなどをする人が増え、国民健康保険へ加入・脱退する人も多くなります。変更があったときは十四日以内に市役所市民課または各支所で手続きをしてください。

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険（国保）の届け出が必要です。十四日以内に市役所市民課または城南・大胡・宮城・粕川の各支所で手続きをしてください。

健康保険を脱退した人は、国保に加入しなければなりません。国保の加入・脱退は会社などからの報告で自動的に手続きされるものではありませんので、必ず十四日以内に届け出をしてください。届け出が遅れると、届け出日から加入月まで、さかのぼって国保税を納入していただきます。

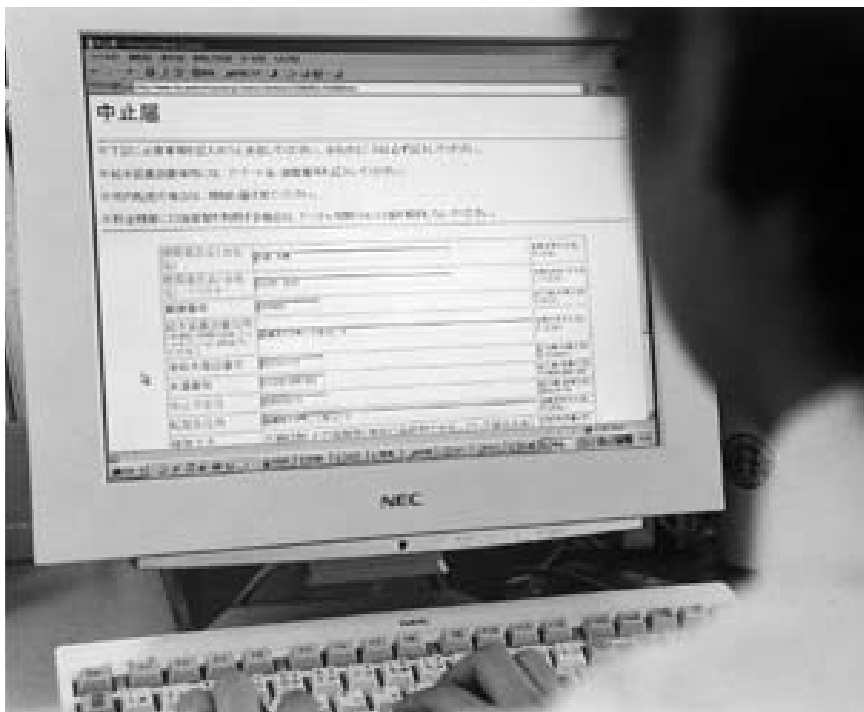
なお、家族の勤務先の健康保険に扶養家族として加入しながら国保にも加入している人は、すぐに国保からの脱退手続きが必要です。

**保険証の紛失・破損**  
保険証をなくしたり、破損してしまったりしたときは、運転免許証などの本人確認ができる身分証明書、破損した保険証を用意して、市役所国保年金課または各支所で再交付の手続きをしてください。

なお、国保についての主な手続き方法は上表のとおりですので確認してください。

# 転勤などで引っ越しするときは 水道局へ早めに連絡を

これからの時季、転勤や就職などで引っ越しをする人が多くなります。引っ越しのときには早めに、水道局へ届け出てくださいます。なお、水道局・県ホームページでも受け付けていますのでご利用ください。



ホームページからも届け出ができて便利

引っ越しをするときには次の五点を確認し、電話で早めに水道局へ届け出てください。

届け出がないと、実際には水道局へ届け出ていくと、基本料金が掛かってしまいます。なお、届け出は水道局だけでなく、市役所二階水道局窓口、大胡・宮城・粕川支所、または水道局・県のホームページでも受け付けています。

**現住所（水道使用場所）** 使用者の氏名、「水道使用量等のお知らせ」や領収書に記載されている「水道番号」、引っ越し日

引っ越し先の住所と電話番号  
…問い合わせはジーシー自治体サービス前橋センター  
890 3300へ。

**問い合わせ先名称が変更**  
四月から水道の使用開始や料金などの問い合わせ窓口の名称がジーシー自治体サービス前橋センターから「水道局お客様センター」となります。なお、業務の委託先や電話番号は変更ありません。

…問い合わせは水道業務課  
890 3051へ。



家が建ち並ぶ住宅団地

## 都市計画の変更案 まとめました

### 下大島東地区

都市計画法に基づく「用途地域の變更」素案と、それに伴う「下大島東地区地区計画の變更」原案がまとまりました。概要は次のとおりです。

**用途地域の變更**  
地区名「下大島東地区」内容「県住宅供給公社が行っている住宅団地の開発規模縮小とそれに伴う土地利用計画の見直し」

**地区計画の變更**  
地区名「下大島東地区」内容「区域の變更とそれに伴う建築物の用途の制限などについて見直し」

「用途地域の變更」素案について、公聴会を開催します。皆さんの意見をお寄せください。日時「4月21日 午前10時 会場」市役所11階南会議室

**公聴会の開催**  
「用途地域の變更」素案の閲覧と「地区計画の變更」原案の縦覧を行います。  
日時「3月23日」～「4月5日」の執務時間内 場所「市役所都市計画課 意見の提出」

「地区計画の變更」について、地権者は4月12日までに市長あてに意見書を提出できます

**公聴会の開催**  
「用途地域の變更」素案について、公聴会を開催します。皆さんの意見をお寄せください。日時「4月21日 午前10時 会場」市役所11階南会議室

**公述申出書の提出**  
住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨を書いた「公述申出書」を四月五日までに市役所都市計画課へ提出してください。

なお、期間中に「公述申出書」が提出されないときは、公聴会を中止し、市のホームページなどに掲載します。

**公述人の選定**  
公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数あるときは、人数を制限し市長が公述人を選定します。

**公聴会の傍聴**  
傍聴したい人は当日直接会場へお越しください。入場は先着順です。

…問い合わせは都市計画課  
890 6944へ。